

令和6年度使用済み紙おむつ再生利用事業導入検討調査委託 仕様書

1. 業務の名称

令和6年度使用済み紙おむつ再生利用事業導入検討調査委託

2. 業務の目的

使用済み紙おむつについては、超高齢化社会が進むにつれ年々増加しており、焼却施設や環境に負荷をかける状況となっているが、再生利用することにより、焼却処理の最適化・費用の低減や資源の有効活用、埋立処分量の削減といった効果が見込まれる。

また、当町では令和4年（2022年）3月に「大井町気候非常事態宣言」を行い、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを表明しており、使用済み紙おむつの再生利用は二酸化炭素排出量の削減にも寄与できる。

よって、増加が想定される事業系の使用済み紙おむつについて、再生利用導入の可能性を検討するため、町内の高齢者福祉施設等における排出状況調査等を実施するにあたり、豊富な経験と高度な情報収集・分析能力を有する事業者による専門的な支援を得ることを目的とする。

3. 業務の履行期間

契約締結日から令和7年3月14日（金）まで

なお、5. 業務の内容のうち（1）事業系使用済み紙おむつの排出状況実態調査及び（2）使用済み紙おむつ再生利用事業参入可能性調査については、令和6年12月16日（月）までに業務を完了することとし、当該業務分の費用については部分払いとする。

4. 業務の対象区域

大井町全域

5. 業務の内容

以下の業務について、本町と協議のうえ、実施するものとする。なお、本業務は、大井町環境基本条例、大井町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画、環境省使用済み紙おむつの再生利用等に関するガイドライン（令和2年3月 環境省環境再生・資源循環局総務課 リサイクル推進室）等に則り進めることを要する。

（1）事業系使用済み紙おむつの排出状況実態調査

（ア）事業所アンケートの実施

当町に立地する高齢者福祉施設、保育園及び幼稚園（計10ヶ所程度）から排出される使用済み紙おむつについて、以下の項目等を調査し、取りまとめる。

①排出量 ②処理方法 ③処理費用 ④保管方法 ⑤排出に際しての留意事項

(イ) 事業系使用済紙おむつ将来排出量の推定

事業所アンケートの結果に基づき、当町における事業系紙おむつの将来排出量を推定する。

(2) 使用済紙おむつ再生利用事業参入可能性調査

上記調査に基づき、中間処理事業者（使用済紙おむつ再生事業者）各社へ、事業参入の可能性についてアンケートを実施する。調査項目は以下のとおりである。

- ① 事業への関心の程度、整備の意向
- ② 事業参入に当たり必要な情報
- ③ 整備及び運営に当たっての課題 等

(3) 建設候補地選定等調査

(ア) 候補地の諸条件と課題の整理

当町において使用済紙おむつの再資源化施設を整備するに当たり建設候補地に必要な諸条件を取りまとめ、課題を整理する。

(イ) 基本構想の検討

使用済紙おむつの再資源化施設の整備に関して、再資源化の技術動向、処理フロー及び設備、施設規模等を検討する。

(ウ) 概算事業費の算定

上記(イ)の検討結果に基づき、概算事業費を算定する。なお、施設整備に関しては公的資金を活用するとし、活用可能な資金、年間の維持管理費を整理する。

6. 成果品について

(1) 成果物

本業務における成果物等一式は次に掲げるものとする。

- ① 事業報告書（白黒製本） 6部
- ② 事業報告書概要書（報告書にとじこむこと） 6部
- ③ その他関連資料

本業務で作成した資料、データ（事業所アンケート調査票、中間処理事業者アンケート調査票、使用済紙おむつ将来排出推計計算ファイル含む）、打合せ記録簿等）一式

- ④ 上記成果品に係る電子媒体（CD-ROM。データ形式は、PDF形式並びに、Word及びExcel等の編集可能な形式の双方により提出することとする）一式

(2) 納入場所

大井町生活環境課

住所：〒258-8501 神奈川県足柄上郡大井町金子1995 番地

電話：0465-85-5010

7. その他

- (1) 本業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者は発注者と綿密な連携を取り、適宜業務内容の方針及び条件等について打合せを行うものとする。
- (2) 受注者は、本業務の実施に当たり、前出の環境省使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドライン等本業務に関連する諸計画、また、当町の各計画を熟読し、大井町の地域特性を配慮した調査を行うこと。
- (3) 受注者は、本業務の実施にあたっては関連する法令等を遵守しなければならない。また、本業務の遂行上知り得た情報を本業務以外の目的に利用・漏洩してはならない。本業務の終了後も同様とする。
- (4) 受注者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- (5) 本業務完了後、受注者の責による成果品の瑕疵が発見された場合は、発注者の指示に従い修正及びその他必要な作業を受注者の負担において行うものとする。
- (6) 本業務において作成した成果品は、すべて発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく使用、複製及び流用してはならない。
- (7) 本仕様書に定めのない事項または委託内容の変更については、発注者・受注者協議のうえで決定するものとする。また、本仕様書は基本的事項を提示したものであり、業務の目的から勘案して必要と考えられる事項については、適宜創意工夫して提案すること。